情報管理室
職員福祉局
（略）
（課長、室長及び局長の設置）
第五条　前条の各課に課長を、各室に室長を、各局に局長を置く。
（審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）
第八条　事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局に公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。
2・3　（略）
4　公文書監理官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関する公文書類の管理及びこれに関連する情報の公開の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。
5　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十二条の四第一号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
6・7　（略）
（総務課の所掌事務等）
第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
（削る）
（削る）
（削る）
三　（略）
四　人事院の事務の運営の改善及び効率化に関すること（情報管理室の所掌に属するものを除く。）。
五～十一　（略）
（削る）
（削る）
（削る）
十二・十三　（略）
（削る）
十四・十五　（略）
2　総務課に、広報室を置く。
3　広報室に、室長を置く。

（新設）
職員福祉局
（同上）
（課長及び局長の設置）
第五条　前条の各課に課長を、各局に局長を置く。
（審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、職員団体審議官及び試験審議官）
第八条　事務総局並びに人材局及び公平審査局にそれぞれ審議官一人を、事務総局にサイバーセキュリティ・情報化審議官一人を、職員福祉局に職員団体審議官一人を、人材局に試験審議官一人を置く。
2・3　（同上）
（新設）
4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。次条第一項第十五号において同じ。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
5・6　（同上）
（総務課の所掌事務等）
第九条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（同上）
三　総裁、人事官及び事務総長の官印並びに院印の保管に関すること。
四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
五　人事院の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
六　（同上）
七　人事院の事務の運営の改善及び効率化に関すること。
八～十四　（同上）
十五　人事院の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関すること。
十六　人事院の情報システムの整備及び管理に関すること。
十七　人事院の保有する個人情報の保護に関すること。
十八・十九　（同上）
二十　人事院の保有する情報の公開に関すること。
二十一・二十二　（同上）
2　総務課に、情報管理室及び広報室を置く。
3　前項の各室に、室長を置く。